



障害児入所給付費支給申請手続きに必要なマイナンバー等についてのお知らせ

平成28年1月1日より、マイナンバーの利用が開始されます。障害児入所給付費の申請には、下記と裏面に記載のものが必要となります。

★新たに必要となるもの ①または②のいずれか

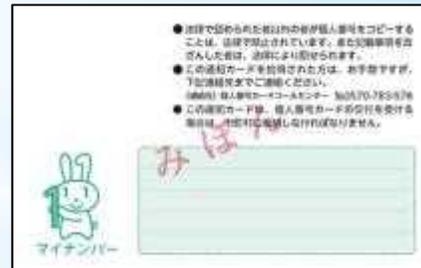
- ① (1)本人の通知カードまたは個人番号付きの住民票
(2)本人の運転免許証またはパスポートや障害者手帳等 } 1セット

通知カードのみほん
平成27年末頃ご自宅に届いているものです。

(表面)



(裏面)



※ 運転免許証、パスポート、障害者手帳等がない場合は、保険証と年金手帳等の書類を2つ以上お願いします。

- ② (1)本人の個人番号カード(手続きが簡単になるため、取得をおすすめします。)

個人番号カードのみほん
通知カードについている申請書で無料で交付されるものです。一枚で本人確認と個人番号の確認ができますので、取得をおすすめします。

(表面)



(裏面)



●代理人による申請の場合に必要なもの。

- (1)代理権確認のためのもの (委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本、本人の保険証等)
- (2)代理人身元確認のためのもの (代理人の個人番号カードや運転免許証、パスポート等)
- (3)本人の個人番号確認のためのもの (本人の通知カードの写し、本人の個人番号カードの写し、本人の個人番号付きの住民票等)

★新たに必要となる情報

ご本人を含む世帯全員の個人番号

※申請書に記入する必要がありますので、メモ等をご持参ください。

★以前から引き続き必要なもの

※については、平成29年7月からの自治体や保険者間の情報のやりとりが開始されるまでの準備期間中は申請に必要です。

～福祉型障害児施設～

- ・ 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）
- ・ 住民票（世帯全員が記載されたもの）※
- ・ 世帯状況・収入・資産等申告書（様式第9号）
- ・ 所得・課税証明書等（利用者の属する世帯全員分、平成27年度の市町村民税所得割額が明記された書類）※
- ・ 生活保護受給証明書（生活保護を受給されている場合）

～医療型障害児施設～

- ・ 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）
- ・ 住民票（世帯全員が記載されたもの）※
- ・ 世帯状況・収入・資産等申告書（様式第9号）
- ・ 所得・課税証明書等（利用者の属する世帯全員分、平成27年度の市町村民税所得割額が明記された書類）※
- ・ 生活保護受給証明書（生活保護を受給されている場合）
- ・ 健康保険証の写し（取得している場合のみ）・診断書

★提出先一覧

該当の市町村を管轄する児童相談所へ申請書類の提出をお願いします。

中央児童相談所・・・・・・・・大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市 別府市、由布市、杵築市、日出町、国東市
玖珠町、豊後大野市、竹田市、九重町、姫島村

中津児童相談所・・・・・・・・中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市

